

< 第4章 大学入試における特別措置 >

高等教育機関で学ぶ障害のある学生にとって、継続的な学習への参加を保障する支援や配慮は必要不可欠なものである。日常的な学習場面（e.g., 授業や実習など）はもちろん、常に競争にさらされる学習結果の評価場面（e.g., 試験）において、こうした配慮が得られない場合、学習の場に全く参加することができなくなる。なぜなら、試験の場に通常の試験とは異なるスタイルで参加することが認められなければ、学力はあったとしても、それが評価されないため、高等教育への進学自体が叶わなくなるためである。そこで、大学入試においては、「特別措置」と呼ばれる障害のある受験生のための措置が認められている。

1. 大学入試センター試験における特別措置

大学入試センターでは、毎年夏に公開される受験案内と同時に、受験案内（別冊）と呼ばれる、「身体障害者等に係る受験特別措置申請用」の冊子を配布している。この冊子の中には、「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」「その他」「発達障害」（発達障害は平成23年1月に行なわれるセンター試験から新たに追加された）を対象とした特別措置のメニューと許可規則が定義されている。基本的に、障害種別ごとにその重篤度で対象となる障害者を定義している。すなわち、同じ障害種別であっても、許可される特別措置の内容は異なる。障害の種別と重篤度に応じて、以下のような選択肢（代表的なもののみ抜粋）から特別措置が提供される。障害の重篤度の証明については、医師の診断書を中心に、学校長の状況報告書が組み合わせて用いられる。

- 1.5倍または1.3倍の時間延長
- 点字での受験、文字サイズ1.4倍、紙面2倍に拡大した問題用紙、拡大鏡等の使用
- マークシートを塗りつぶさないでいい回答方式（チェック解答、文字解答、代筆）
- 意思伝達装置やパソコンを使用した意思表出
- 手話通訳者、介助者の配置
- リスニングの免除、またはリスニング音声聴取を制御する許可
- 試験室の場所（トイレやエレベータとの距離関係）
- 杖や補聴器、車いす、特製机の使用など

障害の定義と許可される特別措置の内容が、受験案内（別冊）に比較的詳細に記録されていること、過去どのような別冊に掲載されていない特別措置が提供されたかが情報公開されていないため、受験者にとっては許可されるか否か予測が難しいところだが、実際には、別冊に掲載されていないものについても、申請すれば検討の上、大学入試センターから妥当であると判断されれば許可される。すなわち、ここでも1章で述べたように、障害のある学生本人による、的確なニーズとその妥当性の説明が必要とされている。

2. 高等教育機関での入試における特別措置

大学入試において、一般入試に限らず、AO入試、推薦入試、障害者特別選抜などそれぞれの入試形態で特別措置が行なわれている。しかし、障害のある受験生にどのような特別措置を認めるかを独自に定めている大学は多くなく、大学入試センターが大学入試セン

ター試験のために定めている「特別措置」の規則に従って、特別措置を認める大学が多数派である。先進的な取組を行なう大学の中には、センター試験の規則によらず、独自の基準でさらに柔軟な特別措置を行なっているところもある。特別措置の許可判断については、大学入試に関わる部署または委員会が関わっている事例がある。またそれに加えて、障害学生に支援を提供する専任の部署が大学に設けられている場合には、そうした部署が許可の過程に関わることがある。日本学生支援機構の実態調査では、全高等教育機関中の一部、平成 18 年度には 2.4%、平成 19 年度は 3.6%に、障害学生支援専門の部署が設置されていた（平成 20 年以降は調査されていないため不明）。また、高等教育機関の入試の特別措置では、オープンキャンパスを利用するなどして、障害のある学生からの事前修学相談を受け付けている機関もみられる。

3. 障害のある学生が高等教育機関への入試に至るまでの流れ

肢体不自由（筋ジストロフィ、頸椎損傷、脊椎損傷）、視覚障害（網膜色素変性症）、聴覚障害（感音性難聴、伝音性難聴）、高次脳機能障害（視空間認知の障害、注意障害）、アスペルガー症候群や神経難病（多発性硬化症）のある受験生への聞き取りを元に、障害学生がどのような経緯で受験を経験するのか、また、そこでどのような困難に直面しているのかをまとめた（日本学生支援機構 平成 20～22 年度障害学生受入促進研究委託事業「障害のある学生への高等教育における合理的配慮の妥当性に関する研究」東京大学先端核技術研究センターによる調査実施結果）。図 1 に、障害学生が受験の特別措置を経験する時期と、その準備が必要となる時期を時系列にまとめた。なお、聞き取り対象者の個別の受験経験の経緯については、平成 20 年度及び 21 年度の同研究委託事業の報告書に掲載されている。

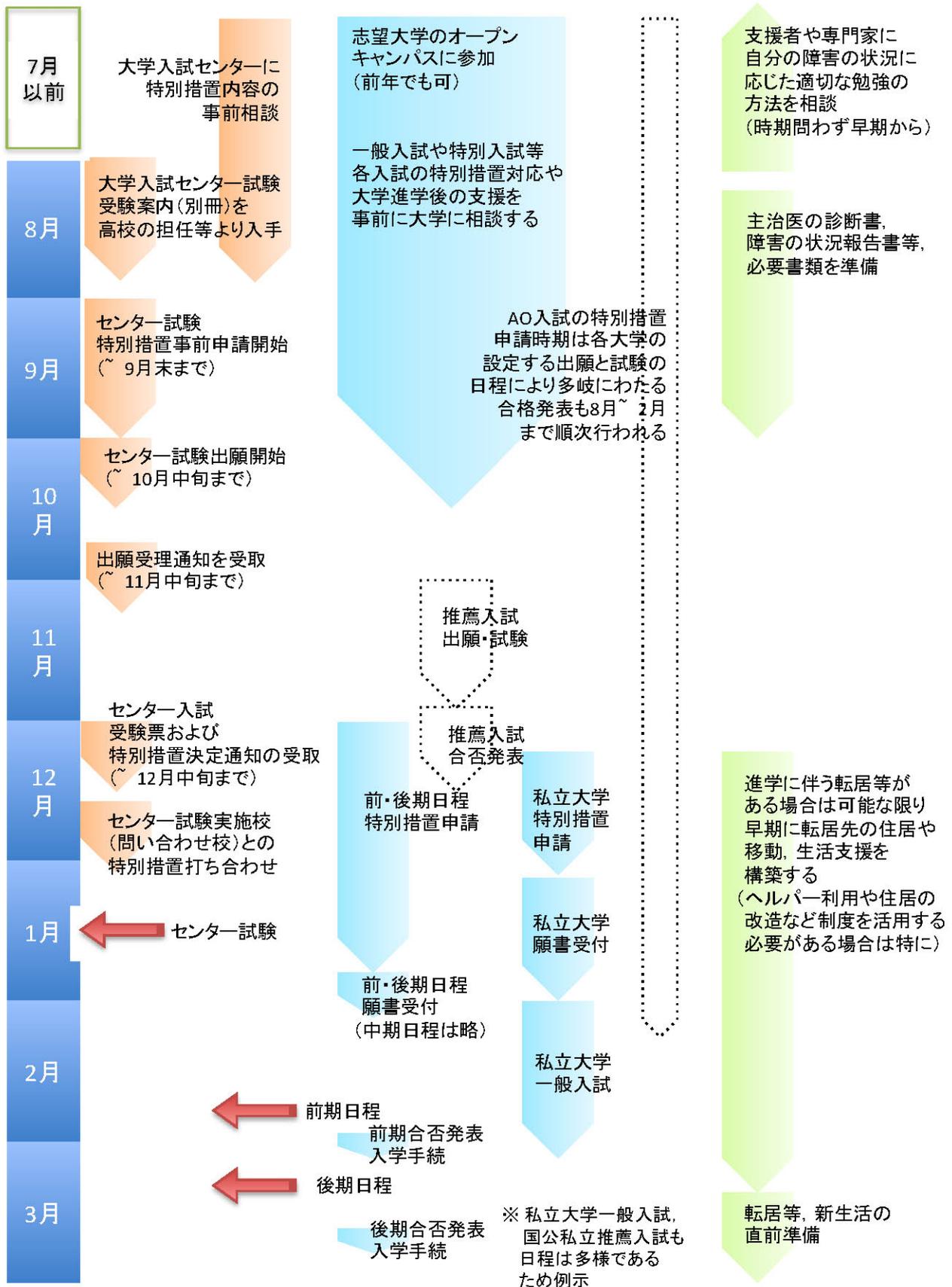


図 1. 障害学生の受験と進学の経緯：特別措置の経験とその準備

4. 大学入試の特別措置における問題点

多様な障害のある学生の受験経験から、現在の特別措置に残された問題点が明らかになった。これら問題点とその対処については、対処に取り組むべき主体が異なると考えられる。そのため、「国・政府機関」「大学入試センター」「高等教育機関」「その他の支援団体」の4つに分けて、対処すべき問題点をまとめる。

(1) 国・政府機関

(i) 障害者権利条約に基づく「合理的配慮」を受験においても公式に認める

障害のある本人や保護者、教員から「特別措置を申請することによって、障害があることを大学側に示してしまうことになり、成績にかかわらず不合格とされてしまうのでは」という不安がヒアリングの中で繰り返し語られていた。そのため、特別措置を申請すべきであると思われる事例についても、特別措置を申請せずに試験に臨んだ事例や、本来必要なものよりも、軽微な措置を希望した事例もあった。実際に、障害があることを理由に入学を婉曲的に断られた事例や、特別措置申請をしたことにより不合格となったのではないだろうか、という疑念を障害学生が持つ事例もあった。

こうした障害学生の不安の背景には、日本に米国における ADA 法(「障害のあるアメリカ人法」)のような障害を理由として排除することを禁じる差別禁止法がないことが一因として存在する。また同時に、障害学生が特別措置申請を行なう権利を裏付ける法的な制度もない。そのため障害学生は、受験において障害への配慮を請求する裏付けを持っていないし、教育機関側にも、個別の障害状況に合わせた配慮を提供する法的な義務がない。高等教育機関からの配慮は、法的義務ではなく、文化的背景や宗教的背景に基づく社会貢献として提供されているという現状がある。それら高等教育機関の取組は賞賛されるべきことである。しかしながら、障害への配慮の提供が、社会全体から見て「善意や厚意」に過ぎない場合、障害学生にとって配慮の提供は感謝や遠慮の対象であり、提供されるかどうか不確定であっても仕方のない不安定なものとなる。

この障害学生の権利については、国連の障害者権利条約がその背景となることが期待される。障害者権利条約は、日本も批准に向けて努力が続けられている障害者への差別を禁止する国際条約である。その中では、「合理的配慮」という概念が、国連の障害者権利条約の中でも、締結国が法整備を含めて実行すべき重要な概念として使用されている。合理的配慮は、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」として定義されている。例えば、視覚障害者であればこのような特別措置、というように漠然とした措置を意味するものではなく、特定の場面で、ある障害当事者の個別ニーズに沿って、関係者間で具体的な配慮・調整を行なうことを意味している。一方的に障害者の主張が認められるのではなく、過度な負担となる場合は否定されることについても言及している。このように、合理的配慮とは、障害のある当事者とその周囲にとって、フェアな状況へ向けての調整を、具体的に行なう

ことを義務づける概念である。今後、大学入試での措置は、合理的配慮の概念の中で適用されるようになると考えられる。我が国の入試の分野においても、十分な議論を行なう必要のあるテーマと言えるだろう。

フェアであることに関連して、興味深い視点がヒアリングから得られている。受験の方式として、障害学生が AO 入試や障害者特別選抜の選択を周囲から勧められることがある。また障害学生自身も、そうした受験方法を高い優先順位に置く事例もある。また 1 章の調査結果に基づく現況分析からも、障害学生で AO 入試を選択する割合が多い可能性も示唆された。AO 入試は学力選抜ではなく、人物像など大学が重要視する観点から学生を評価する。また障害者特別選抜とは、いわゆるアファーマティブ・アクションであり、障害者を優先的に入学させることをポリシーとして実施する大学がある。このように、学力以外の多様な評価を、障害のある学生に対して実施する大学が現れている。障害学生自身が、そのような観点からの評価を受けてみるかどうかを考えることは選択肢として重要なことである。しかしながら、インタビューを行なった学生の中には「特別措置を認めてくれれば、学力試験で入学したい」「障害者特別選抜以外の道で志望校に挑戦したい」というスタンスを持つ学生もいた。合理的配慮により土俵を等しくした上で、公平な競争を行なう自由も重視されるべきである。受験において合理的配慮を障害学生の権利として認めることで、障害のない学生と土俵を同じくして評価する方法、両者を障害学生が選択できるような環境の充実が求められる。

また同時に、支援を要しない健常学生にとって、逆の意味でのアンフェアさが生じないよう、ルールを整備、または 配慮(特別措置)を必要なこととして受け止める共通理解を、障害当事者の周囲の人々で並行して進めておく必要がある。試験による学力選抜の性格が強い我が国の大学入試では、障害があることで特別措置のような特殊な方法を使い受験ができることについて、多数派である一般の受験生から「不公平である」という批判を受けるのではないかと、という暗黙の推察が教育機関側にあるように思われる。反して、障害当事者が、個々にどのような困難さを抱えているのかについては、リアリティを持って語られることが少ない。制度的な妥当性や、方法論的な充実はもちろん、このような心理的な不平等感や、フェアネスについての社会的な暗黙の印象が実際に存在しているのか否かについて、今後実証的に検討していく必要があるだろう。

(ii) 高校・大学の障害学生の入試における連携を裏付ける制度的保障を用意する

障害学生の進学を支えるため、高校と大学の連携を促す制度的な裏付けは現在存在していない。ヒアリングでは、高等教育機関の附属高校からの進学において、その母体の大学に障害学生支援を提供する専門の部署があるにも関わらず、両者が連絡を取り合っていなかった事例もあった。この事例においては、効果的に支援を提供していた高校の教員がいた。また、障害学生とその家族が、地域の障害支援サービスと十分に連携していた。そのために、大学との連携が不要であった面もある。しかし、ここで注目すべき点は、障害学生の高大のトランジションに関して、両者の直接的な連携が存在していない点である。障害のある受験生の在籍する高校の職員からの連絡を受

け、志望大学の適切な部署と接続するようなコーディネート業務、またはそのような連携を裏付ける制度的な保障が望まれる。

一般的に、障害学生には、進学先をどのように選択するかを相談できる、専門の知識を持った相談相手がいない。その傾向は、特に一般の高校に通う障害学生にとって顕著となることが想像できる。ヒアリングでは、一般高校の進学相談担当教師自身も悩みつづ、相談に応じていた事例もあった。今後、インクルーシブ教育が進むことを考えれば、一般の高校に進学する障害学生の数はより大きくなっていくだろう。障害学生に対する高校から大学へのトランジション支援を行なう専門性が教育現場に求められるようになることは間違いない。

(2) 大学入試センター

(i) 特別措置の申請および決定通知の時期を早める

障害のある学生にとっては、特別措置決定が不明瞭な状況では受験対策を立てることが困難である。センター試験の特別措置申請はセンター試験の受験申請と同時期に行なわれ、措置決定通知は12月に入ってから障害学生に届けられる。ほぼ受験の直前といえる時期である。この時期に、日常の学習において使用していた支援技術等の利用が認められないことがわかった場合、障害学生はその対策を取ることが出来ない。たとえば、高次脳機能障害のために、視力はあるが文字を認識することができないため、学習に音声読み上げソフトを利用している学生が、試験場面での同様の措置を得ることが出来なかった事例があった。結果として、試験への参加はしたが、試験問題の内容にはアクセスできないという状況であった。そのため、障害学生の中には、配慮が得られない困難な状況を想定して、受験準備のための学習を行なう障害学生もいた。ある学生は、肢体不自由のために筆記ができないため、日頃はワープロを使って学習を行っていた。しかし、ワープロは漢字変換機能があるために、許可されない可能性が高いことが、志望大学の一つへの事前相談で示された。そこで、受験の一年以上前から、ワープロを使わず、ペイントソフトとトラックボール・マウスで文字を筆記する訓練を行ない、試験で筆記できない状況を回避する準備を行なった学生がいた。日本における大学受験のチャンスは、ほぼ年に1度きりである。障害学生の中には、配慮が得られないことが直前に決まることを承知した上で、特定の配慮環境下で受験勉強を行なうという、あまりに大きなリスクを抱えて受験を迎える者もいる。

また、障害のある学生にとっては、進学は受験選抜を通過するだけではない。進学先で、通学し生活を続けるため、障害支援の生活サポートを受ける基盤を作る必要がある。障害学生が一般入試を選択しない理由として、進学後の生活基盤を構築するために時間的余裕が重要であることから、積極的に受験時期の早いAO入試を選ぶ事例もあった。一般入試は1月にセンター試験を受験し、その後2月に大学の入試が行なわれる。入学選抜試験の主流であるこの形式が、障害のある学生の受験にとって大きな壁になっている側面がある。健康な学生が3月に卒業し、そのままその年の4月に入学することを前提とした受験制度は、障害、そして疾病や傷害など、一時的な困難に直面した学生にとっても、やり直しや時間的余裕が少ない制度である。障害学生を含めた多様な学生に対して、時期的に異なる受験を提供する可能性とその合理性につ

いて、検討する価値は大きいと言える。

- (ii) 大学入試センター受験の高校向け説明会で障害学生への配慮についての情報提供を行なう

ヒアリングを行なった障害学生の多くは、一般の高等学校に通学する(していた)学生であった。一般の高等学校では、障害学生支援の専任スタッフを置くことはなく、担当者が置かれたとしても、教員が兼任して特別支援教育担当として実践を行なう場合が多い。障害学生が一般高校には非常に少ないことも専任スタッフが置けない理由であると思われる。ヒアリングを行なった高等学校の中で、教員からの支援が得られていた事例では、入試担当教員や障害学生の担当が、障害についての知識や経験がない中で、自助努力で学びながら支援を行なっていた。

また、ヒアリングでは教師が入試における障害学生への措置が存在することを知る契機は、すべての高校の入試担当者が参加する大学入試センター試験の説明会であった事例がほとんどであった。このことは、高校の入試担当者へ、障害学生への配慮があることを伝える上で、この大学入試センターによる説明会がきわめて効果的であることを示している。この説明会を活用し、センター試験での特別措置の説明だけに留まらず、一般的な入試や、大学進学後の学習で、障害学生サポートがあることについて情報提供が行なわれることが望ましい。

- (iii) 特別措置を「障害種別ごとの措置」から「困難ごとの合理的配慮」へ設計変更する

合理的配慮という概念が日本にも導入されるようになれば、合理的配慮の実施は高等教育機関にとっては基本的な社会的責任であり、障害当事者にとっては基本的な権利であるとされるようになる。国内でも合理的配慮についての概念をどのように導入するかの実践的な議論を行なう必要がある。その議論の中では、現在の大学入試センターの特別措置が、合理的配慮の観点にはそぐわないことが指摘されるようになるだろう。例えば、合理的配慮の法的背景がある米国では、センター試験的な一斉学力試験である SAT の障害者への合理的配慮申請では、例えば日本のセンター試験の視覚障害の規定にあるような「視覚障害かつ視能率 90%以上の欠損」といった定義はされない。「読むことに困難がある」「書くことに困難がある」といった活動への参加が、障害があることで困難になっているというとらえ方をする。時間延長や音声読み上げ、パソコン入力の利用が合理的か否かを、その後その学生の個別のケース（日常の学習でどのような支援が行なわれてきたか、障害の医学的背景はどのようなものか）を考慮する。障害の種別に関わりなく、試験への参加にとって必要な活動にどのような困難があるのかが出発点なので、例えば、日本の視覚障害の特別措置に当てはまらない、視力や視能率には問題がないが、視覚的な認知に困難のある障害学生に対しても、合理的な配慮が可能かを考えることができる。これまで社会的にあまり知られていなかったような障害に対しても、障害から生じる困難への配慮という観点から、支援が提供できるようになる。このような制度設計の変更は、今後必ず必要となるだろう。

また、日本の高等教育機関の多くは、特別措置の内容として「大学入試センターの規定に準じる」としている場合が多い。したがって、大学入試センターの特別措置

メニューのあり方を、合理的配慮の提供を見越した設計に変更することで、特別措置から合理的配慮への移行に関しても、情報を効果的に伝達することができる可能性がある。

(iv) 特別措置申請とその結果を透明化するため情報公開を進める

多くの学生にとって、入試は人生において一度（または数度）限りのことである。そのため、受験において配慮を要望する障害学生とその周囲は、何も知らない手探りの段階から配慮の要望を作り上げる必要がある。また、その経験は蓄積されたり、他者と共有されたりすることもない。毎年新たに措置申請を行なうために大学入試センターのWebページへ情報を閲覧しに来る学生に対して、障害区分ごとに、何名の措置が認められたかといった情報はあまり役立たない。本来であれば、どのような障害のある学生が、どのような措置を認められ、どのような措置は認められなかったかというケース・スタディとともに、申請された措置内容の件数と、実際に許可された措置の件数の統計が提示されれば、障害学生本人や、それを支援する親や支援者にとっても、どのような学習環境を日頃整えればよいかを含めて、素晴らしい情報源となることが想像できる。

(3) 高等教育機関

(i) 合理的配慮の提供に関して、各高等教育機関で独自の方針を公開する

障害学生について、自身の高等教育機関における支援のメニューを、障害学生支援室などの機関内組織のWebページ等を通じて公開する大学等の機関が増えてきている。高等教育機関自身が、入学選抜のWebページで「試験における障害のある受験生への配慮」について項目を設け、情報提供を行なっている機関はごく少なく、広島大学や日本福祉大学のように極めて充実した指針の情報公開が行なわれているごく一部の大学のみにとどまる。それ以外では、入試広報担当者に直接電話をかけて特別措置についてどこに質問すればよいかを確認する必要がある場合が多い。

各機関が、各自のポリシーについて、何らかの方針開示を行なうことで、障害学生にとってはどこに相談すればよいのか、何を申請できるのかを知ることができる。障害学生支援室について積極的に活動する大学を中心に、入試についても、サポート内容を情報明示する取組を行なうことが望まれる。

(ii) 障害学生の入試における特別措置決定に特別支援の専門家を介在させる

試験における特別措置は、高等教育への入学試験においては、障害学生支援の専門家ではなく、その高等教育機関における入試関係課、または教員による入試委員会が担当することが多い。しかし、障害によって生じる困難を知らず、また一般的に行なわれている障害支援サービスの内容を知らず、障害当事者が支援サービスを活用しながら、どのようにして自立的な生活を行なっているかを知らない担当者が、障害のある受験希望者からの連絡に対応する場合、障害学生に対して受験や配慮のみならず、時には進学希望自体を否定するような、ハラスメント的な対応を入学希望者に対して与える可能性もある。ヒアリングでは、ある神経難病のある学生の事例では、入試や広報の担当者から「障害があるのに大学へ進学してどうするんですか?」「あなたは障害者を受け入れているほかの大学を受験した方がいい」といった発言を受ける事

例もあった。

障害のある受験生が早期から志望大学へ特別措置の申請を行なう必要がある理由は、それらの申請とやりとりには、志望大学の入試担当者との交渉に長い時間と手間が必要となることがあるためである。障害の内容がよく知られていなかったり、入試担当者に障害支援についての知識がなかったりした場合、障害に伴う措置の必要性和合理性を説明することには困難が伴う。また、志望大学での障害学生支援に関わる教員からは入学後の支援について好意的なコメントを得ていても、特別措置申請の段階で、窓口となっている障害学生支援について詳しくない入試担当者からは否定的なコメントを得た事例など、多数の専門性の異なる関係者が関与する入試段階特有の問題が残っている。障害学生の入学試験においては、特別措置の問い合わせを障害学生から受け取る段階から、専門性と経験を持つ学生支援担当者の判断を設計にする必要がある。またその際、形式的な形ではなく、正式に権限を与えられた形で問い合わせを受けられる必要がある。

(4) その他支援団体

- (i) 支援技術利用を前提とした合理的配慮の提供に対する社会のコンセンサスを得る活動を行なう

合理的配慮という概念が知られるようになったとしても、それが本当に社会的に受け入れられ、障害のない人にとっても当然のこととして肯定的に受け入れられない限り、障害者にとっては利用しにくいものとなる。

障害がない場合には得られない配慮が提供される以上、配慮を得られない人からの「不公平である」という批判は常に付きまとう。現在の高等学校では、障害学生が一般高校で学ぶ例は非常に少ない。そのため多くの学生にとっては、障害のある学生が、日常の生活や学習の場面で、どのような困難に直面し、またどのような工夫によって困難を回避することができるのかについて、自分にとって近しい問題として考えたことがある学生は非常に少ないのではないだろうか。またそれが、感動的な物語として障害を題材に作られたようなものではなく、現実を生きる障害者の事例として、リアリティを持って配慮の必要性について共感する機会に学生が触れる機会は少ない。

受験に関していえば、合理的配慮は、現時点で障害のない学生にとっても他人事ではない。障害学生に配慮が提供される受験という状況で、障害学生と競う必要があるためである。または、障害のない学生も、事故や病気などを原因として、いつどこで一時的な困難または恒常的な障害を得るかは予測できない。障害のある人への支援は、対岸の問題ではなく、社会全体の重要事として考える必要がある。いつでも支援する側になることができ、またその逆も真である。配慮を受けない人を含めて、「障害による困難のある人へ、合理的な範囲での配慮が提供されること」への理解が得られるよう、社会的な合意形成のための継続的な活動が不可欠である。

- (ii) 受験の合理的配慮の内容や、その妥当性の客観的説明方法を障害学生に提案するための専門家の相談サービスやアセスメントを提供するセンター業務を行なう
障害学生が配慮を教育機関側へ要望するときには、同時にその要望の合理性を詳し

く説明するよう求められることがある。障害により生まれている個別具体的な困難の状況を、書面でもって理解できるよう、具体的なアセスメント結果を添える必要があることもある。専門的なアセスメントやエビデンスを得る作業を、障害学生本人とその親だけが行なうことはきわめて困難である。

自分自身に必要な配慮を理解し、障害学生本人が自分なりの要望とその合理性についての考えを持つことは、その後の本人の自立生活を充実したものとする上で、非常に重要である。そのため、自己の障害と配慮の合理性を説明する経験を得ることは、現実的には障害学生本人にとって、重要な経験となる。しかし、多くの障害のある受験生とその周囲は、どこまで配慮を申請して良いのか、何を説明すればよいのかがわからない状況にあることも多い。

また、大学入試センターの特別措置申請に準ずるルールを採用する大学が多いとはいえ、大学ごとに、特別措置の許可基準や、そこに関わる大学側の組織・スタッフの形態は様々である。また、同じ特別措置申請内容であったとしても、いくつかの大学を受験するのであれば、大学ごとに担当者とやりとりをする必要がある。また、入学試験の特別措置を申請したとしても、実際には入学試験だけの特別措置ではなく、大学入学後の支援についても大学側の検討課題とされることが多い。そのためやりとりは単純なものではなく、何度も面会を求められる場合もある。また障害についての知識や、支援についての理解がある担当者ばかりではなく、極端な例では差別的な態度を持った担当者に対して、辛抱強く説明する必要がある事例も見られる。以上のような状況から、措置申請にかかる障害学生の負担は非常に大きいという現状がある。

大学入試センターの特別措置申請のメニューと認可基準は、他の大学でもそれを基準として採用する大学が多いことはすでに述べた。このような現状を一步進めて、ある程度、大学間で配慮の基準や内容が共有されることが望ましい（ただし、それが障害の多様性やニーズの個別性、障害学生本人による自己決定を妨げるものになってはならない）。障害学生への配慮のメニューを、受験生からのニーズや社会的要請に対応する形で、提案し、その妥当性を継続的に審査できるセンター的な業務を遂行できる機能を持った機関が必要である。

東京大学先端科学技術研究センターが中心になって行なっている「DO-IT Japan (<http://www.doit-japan.org/>)」では、事実上、こうした受験の相談に答え、必要であればアセスメントを行なう活動を行なっている。相談の主な対象は、DO-IT Japan にスカラーとして毎年 10 名程度選抜された、障害または疾患のある、高等教育への進学を目指す学生である。また選抜されなかったとしても、DO-IT Japan への応募者全員に、継続的な情報提供を行なっている。こうしたサポートを行なうサービスが今後増加し、公的なサポート機関ができることで、誰にも相談出来ずに高等教育を受けることをあきらめていた障害学生やその家族が、一人でも進学の志望を実現できる環境を作る必要がある。

- (iii) エビデンスを示すことで障害を合理的に説明し、支援技術利用を含めた具体的な代替手段を提案するためのリテラシー教育を、障害学生や教師、保護者に行なう複数の大学を受験した高校生では、それぞれの大学と同じ特別措置内容の承諾交渉

を、何度も繰り返して行なう必要があった。これらの交渉は、保護者や高校の担任または進路担当の支援が得られる場合は負担が比較的少ない。しかしそうでない場合、受験生本人の多大な負担となっていた。一般の受験生と比較して、このことは障害から生じる隠れたハンディと言える。ところが現在のところ、高校側及び大学側にこれらを軽減する仕組みは制度的に用意されておらず、受験生及び家族の自助努力のみに依存している。これらに対する措置についてのニーズが聴取された。

「合理的な配慮」として、特別措置決定の判断が妥当な形で行なわれるためには、当事者側からも判断材料を十分に提示する必要がある。措置を請求する申請内容を必要十分なものとするために、どのような材料を準備すべきかを考える作業は、障害のある高校生や保護者など「当事者の自助努力」にその大部分が依拠している。どのような形で自己の障害から生じるニーズを周囲に適切に伝えていくか、というノウハウについて、指導が外部から得られる当事者は、極めて限られている。必要十分な申請のために、どのような記述や資料を提示する必要があるかについては、当事者に対して何らかの指導やサポートが必要と考えられる。

例えば、就職活動(試験や面接などの対応)であれば、高校であっても大学であっても、学生との相談、指導やサポート、またそれを実現するための教職員による情報の蓄積や体制がある。同様に、障害学生への特別措置や支援についても、高校の担当教員(または外部の機関でもよい)による何らかの具体的なリソース提供が必要であろう。また大学でも、障害支援に関わる担当者のみならず、大学入試に関わるスタッフ全体で、特別措置や障害についての知識を共有する必要性がある。特に一般校にとって、特別措置申請の経験が稀なことであっても、高校や教育委員会単位で入試についての事例が蓄積され、共有される体制を整えることが望まれる。